

鳥羽市予算決算常任委員会会議録

令和3年9月30日

○出席委員

委員長	世古安秀	副委員長	南川則之
委員	濱口正久	委員	瀬崎伸一
委員	片岡直博	委員	奥村敦
委員	河村孝	委員	山本哲也
委員	中世古泉	委員	戸上健
委員	浜口一利	委員	坂倉広子
委員	坂倉紀男		
議長	木下順一		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

歳入

- ・立花副市長
- ・濱口企画財政課長、横田補佐、中村係長、中村主査

歳出

- ・立花副市長
- ・奥村農水商工課長、村山補佐、河村係長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	岩井太	次長兼 議事総務係長	木田崇
------	-----	---------------	-----

(午前10時45分 再開)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

予算決算常任委員会を再開します。

農水商工課長。

○奥村農水商工課長 農水商工課、奥村です。よろしくお願いいたします。

冒頭に、1点、おわびしなければならない点がございますので、発言をさせていただきます。

これからご審議いただきます鳥羽市経済応援支援金でございますが、9月の、本日の会議でご承認をいただきましたら、早々に市民の皆様のほうに周知をさせていただかなければならないと考えまして、10月1日号の広報とばでの周知の準備を進めてまいりました。しかし、広報とばが実際に各ご家庭に配布されますのが、早い地域で2日ほど前からとなりますことから、現在、一部のご家庭では、これから審議いただきます支援金の制度がもう決定事項のように紹介をされている状態となってしまいました。この点、事務の進め方におきまして完全に私のミスでございます、結果的に議会軽視と言われてもしょうがないような状況をつくってしまいました。そういったことをおわび申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

○世古安秀委員長 今後、気をつけていただきたいと思います。

それでは、本日審査をします議案は、議案第25号、令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）の1件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

歳入における国の支出金については、各事業・取組による支出が伴いますので、歳出の部で質疑を行ってください。

質疑については、関連質問で進めていただき、質問内容が前後することがないように進行についてご協力ください。

それでは、審査に入ります。

議案第25号、令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）の概要と歳入について、執行部の説明を求めます。

副市長。

○立花副市長 おはようございます。

副市長の立花でございます。よろしくお願いいたします。

予算決算常任委員会の審査に当たりまして私から、補正予算の概要についてご説明申し上げます。

議案第25号、令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出ともそれぞれ2,600万円を追加し、補正後の総額を123億600万円とするものです。歳入予算につきましては、国庫支出金として2,600万円を増額しております。歳出予算につきましては、観光商工費として2,600万円を増額しております。

以上、詳細につきましては各所管課長から説明させていただきますので、ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 企画財政課長。

○濱口企画財政課長 企画財政課、濱口です。よろしくお願いします。

それでは、令和3年度一般会計補正予算（第8号）の歳入につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。目5観光商工費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症の拡大による三重県まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の発出に伴い、大きな影響を受けた中小法人、個人事業者等の事業継続を支援するため、地方創生臨時交付金を活用し、経済応援支援金を給付する費用として2,600万円を増額するものです。

説明は以上でございます。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

歳入についてご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○世古安秀委員長 ないようですので、歳出の審査に入ります。

6款観光商工費について、担当課長の説明を求めます。

農水商工課長。

○奥村農水商工課長 それでは、予算の概要4ページ、補正予算書は8ページのほうをお願いいたします。

6款観光商工費、2項商工費、目2商工振興費の中小企業支援事業は、新型コロナウイルス感染症による観光客の減少等に起因しまして影響を受けている市内の事業者の事業継続、雇用を支援するため、8月、9月の売上げの状況に応じた支援金を交付する費用として、2,600万円を増額するものでございます。

詳細につきましては、事前に提出させていただきました資料にてご説明させていただきます。

最初に、ちょっと資料2のほうからご覧いただきたいと思えます。

資料2は、今回、創出されました三重県地域経済応援支援金のチラシでございます。

1番、対象事業者のところをご覧いただきますと、括弧で飲食関連事業者というところと、使途の下のほうに、外出自粛等関連事業者の表がございまして、それぞれ直接影響のある業種、間接的に影響のある業種が例示されております。これまで、少し歯抜けのような形で市が補正で独自に支援してきました業種のほか、今回の対象業種では漁業なども幅広く含まれてございまして、今回は業種的に抜けがないものかなというふうに見ておりますし、そのようなご案内がございました。

2番、主な支給要件のところをご覧ください。

支給要件は、8月、9月の売上げが前年、または前々年同月比で30%以上の減少があることとなっております。米印のところには、県が実施する他の協力金との併給は不可ですが、その下の囲みのところ。月次支援金との併給ができるというふうになっております。

3番、支給金額でございますが、売上げの減少額から国の月次支援金を控除した金額で、上限はそれぞれ売上げ減少率により変動します。

この結果どうなるかというところを資料3のほうにまとめておりますので、ご覧ください。

資料3でございますが、横軸が売上げの減少率、縦軸が各種支援金ごとの上限金額を表示しております。全てここからは法人の例で申し上げますと、まず一番上の月次支援金は以前からある支援金で、50%以上の減収率に対し上限は一律月20万円でございます。

次の行、三重県地域経済応援支援金は、減少率30%から70%未満が上限10万円、70%から90%が上限20万円、90%以上が上限30万円となっております。この2つの支援金を合せたものが小計の欄になりますが、減少率30%から50%が上限10万円となります。その次の50%から70%が上限30万円、70%から90%が上限40万円、90%以上が上限50万円となりますので、今回の三重県の支援金は月次支援金と合せて、業種に関係なく、売上げの減少率と実際の減少額に応じて一定程度の手当てがなされる制度になっているのではないかなと思っております。飲食店のほうに出ております時短要請の協力金の金額と比べますと、金額にはまだ開きはありますけれども、そこは法に基づく要請か否かという位置づけの差であると理解しております。

そこで、今回の鳥羽市のほうで支援させていただく部分でございますが、資料1のほうをご覧いただきたいと思っております。

資料1ですが、月次支援金の対象となっていないために、国と県の支援金の合計額で金額に少し、先ほど申し上げた差が生じております減少率30%以上50%未満のところを、県の支援金に上乘せして支援をさせていただきたいというものでございます。

2番の主な支給要件ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、8月、9月の売上げの減収率30%から50%のところの減収があることとしまして、月次支援金、県の時短要請協力金の支給を受けている事業者さんは対象外となっております。

3番の支給金額は、売上げ減少額から県の地域経済応援金を控除した金額でして、上限は中小企業月10万円、個人事業主月5万円です。

4番、申請の受付ですが、県の要綱が公表されますのが10月1日と伺っております。そちらを確認して中旬、予定では10日から受付を開始できるようにしていきたいと考えております。

5番の必要書類ですが、今回の件の支援金の必要書類に準ずることとしまして、具体的には添付書類は県の申請書類のコピーでよいようにしていきたいと思っております。相談窓口で県の申請とともに一発で申請をしていただけるように進めてまいりたいと考えています。

それでは、予算の概要のほうにお戻りいただきたいと思っております。4ページでございます。

主な経費としまして、交付金2,590万円をお願いしておりますが、算定には経済センサスの事業所数を参考にするとともに、今回、業種が拡大しまして、事業所を持たない漁業者さん等も対象となっておりますことから、それらの数値も考慮しまして、ちょっとここには書いてございませんけれども、中小企業は60事業所、その2か月分、個人事業主は139事業所の2か月分と算定したものでございます。これは今回三重県の支援金の対象となる可能性があるのではないかなということで、算定しました鳥羽市の総事業所数の約10%程度でございます。

なお、この事業費なんですけど、前回、観光関連事業者事業継続支援金同様、ちょっと理論上の数字に想定率等を複数回掛け合わせておりますので、実績ではぶれが生じる可能性が高いと思っております。その点はあ

らかじめご了承くださいたいと思います。

主な財源ですけれども、先般、全員協議会にて企画財政課から説明のありました地方創生臨時交付金の事業者支援分というところを予定しております。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

6款観光商工費についてご質疑はございませんか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 お尋ねいたします。

この資料1にあります鳥羽市経済応援支援金の対象事業者とありますけれども、これ2番の三重県地域経済応援支援金、または三重県酒類販売事業者等支援金の支給申請中であることというのがありますけれども、これがしていないとこれは対象とならないということで認識してよろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 農水商工課長。

○奥村農水商工課長 はい。今回、上乘せということで想定しておりますので、そのようなご理解をいただければと思います。

○世古安秀委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 上乘せということですので、これ、資料3のところに、対象事業が30%から今回49%とあります。合計しますと、上限が法人が月当たりで20万円と、個人で10万円とあります。これ、この金額も含めて、今、非常に苦しんでいる事業者さんに対して、ほかの事例、近隣市町の事例もあろうかと思うんですけども、そういうのは参考にはなさいましたでしょうか。

○世古安秀委員長 農水商工課長。

○奥村農水商工課長 はい。周辺の市で、今回、三重県の全てのところに上乘せするというところもあると聞いております。私共のほうでもその方法を取るとどの程度金額が要るのかなということで算定しましたので、少し説明させていただきますと、鳥羽市でこのくらいの数のところが申請の対象となるんじゃないかなというところで、その中でも売上げの減少が30%から100%、全台のところがどのくらいあるかなというところで、そういったところが80%ぐらいあるというふうな想定で計算をしましたところ、約2億円という数字を出てきましたので、ちょっと今回の臨時交付金の形では難しいかなという判断をさせていただきました。

○世古安秀委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 今伺いました2億円という数字が出たということで、今回は一応は課内では検討はしたけれども、今回、この数字で全体を上乘せするのは非常に難しいということでこの数字になったということで認識してよろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 農水商工課長。

○奥村農水商工課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

(「分かりました」の声あり)

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 対象事業者、私個人も関連してなんですけれども、この1対象事業者、間接影響ということで生花店さんが入っているの、生花店さんは対象となるという理解でよろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 農水商工課長。

○奥村農水商工課長 はい。三重県の支援金の上乗せということですので、業種等もこれに準じます。

以上です。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 続きまして、観光に非常に影響を受けているということで私のほうも聞いているんですけども、マッサージ業さんというのが、観光業として関連してそういう事業者さんが入っていくのか、ここにはそういう方が載っていないのか、ちょっとそれもお尋ねしたいと思います。

○世古安秀委員長 農水商工課長。

○奥村農水商工課長 今回、間接影響のところ全ての各表のところに等が入っておりまして、正直、個々の業種について県のほうにお尋ねはしていないところなんです、そちらのほうの判断に沿っていきたいというふうに考えています。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 よろしく願いいたします。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 先ほどの課長の説明で、総事業者数の10%ということでした。30%以上という線引きというのは、なぜ30%以上になさったのでしょうか。

○世古安秀委員長 農水商工課長。

○奥村農水商工課長 具体的なその30、25、20というところについては、もう今回は三重県さんの支援金のほうを参照させていただいたというのが実際のところでございます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 コロナで影響を受けた事業所で、ほかの市町を調べてみますと、30%以上というのは多いんですけども、20%以上減少したところも自治体から支援対象にしているというところもあります。それで、この10%では、対象事業者がですよ、10%、先ほど8%とおっしゃいましたか。10%のラインというのはあまりにも被害の割に少な過ぎるんじゃないかというように思うんです。ほとんどのところが被害を受けて、しかしそれが30%以上減少していなければ支援の対象にならないということですので、もう28%、29%、僅か一、二%の違いでこの支援金が受けられないということになります。どこで線を引くかということは非常にあなた方にしても難しいというふうには思うんですけども、行政の支援策として、仮にこの5万円というラインはもう少し下げたとしても、20%以上を減少しておれば対象にしますという幅広さが僕はあってもよかったんじゃないかというように思います。これは意見です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 私、この資料、3表を見て感じたところなんですけれども、これまで、コロナ関連で国・県が

いろいろな応援金とか支援金とか事業があったと思うんですけども、いつも言っているんですけども、全てにおいてそれで1つの事業で解決するものはないというところがあったと思うんですけども、今回、その厚いところ薄いところという部分について、鳥羽市が2,600万円の事業費しかない中で、それは多少とも埋めようとしているというようなことを感じたんですけども、そのような考えの中での事業だったかどうかだけ、ちょっとお聞かせください。

○世古安秀委員長 農水商工課長。

○奥村農水商工課長 今回、先ほどの説明でも少し触れさせていただいたんですが、かなり広い範囲、これまで私共が望んでいたように、かなり広い範囲で実際に国と県の支給の上限額見ますと、一番大きいところで上限50万円まで出ますので、そうするとある程度公平性の取れたものになっているかなというふうに判断をいたしました。その中でやはり国の月次支援金が50%以上となっているというところで、そこで少し金額的に差が生じておりますので、30から50のところ少し足させていただくことでちょっとでも足しになればという思いでございます。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 国や県より市民に近いところにある市の事業がそんなところで、そのようなところを何とかしようとするような、そのような事業だと私は思っていますもので、これについてはいいところを突いているなと思って、これについては賛成したいと思いますし、したら、2,600万円の中でいろいろ考えた中での事業がということなんで、これについてはいい事業だと思っています。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ご質疑もないようですので、終了をいたします。

これで付託された案件は全て説明を受けまして、続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ないようですので、続いて採決に移りたいと思います。

お諮りします。

議案第25号、令和3年度鳥羽市一般会計補正予算(第8号)について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます、起立全員であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決することに決定しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

これをもって予算決算常任委員会を散会します。

ご苦労さんでした。

(午前11時07分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年9月30日

予算決算常任委員長 世 古 安 秀